

バングラデシュ「地方行政強化事業」プロジェクト形成調査（有償）  
補足説明

### 1. 対象ユニオンの数・地域の選定方法

- 前回適正会議での委員のご指摘を踏まえ、協力準備調査にて、バングラデシュ実施機関（及び JICA）は、本事業の対象ユニオンを絞り込むための一定の選定基準を設定し、本件では全土の約 4,500 ユニオン自治体のうち約半分程度をカバーすることを目的に一定の基準をクリアした対象ユニオンを選定する。選定基準には、不公平感やコンプライアンス上の問題が発生しないよう、客観的指標（貧困率、人口等）に加え、各種ガバナンス関連指標（県や郡の開発予算、開発予算の執行状況、行政強化事業の経験等）を盛り込む。
- その際、JICA による他事業との相乗効果の発現を図るため、これら事業の対象地域を優先的に選定することを想定（具体的には、「バングラデシュ北部総合開発事業」（円借款）や「母子保護サービス強化プロジェクト」（技術協力）等）。
- なお、類似の世銀事業「地方行政支援事業（Local Governance Support Project: LGSP）」（2006-2010 年：総事業費約 190 百万 \$）では、対象とした約 4,500 の全ユニオンの一部に会計管理能力が不足していたとの教訓が得られたことを踏まえ、本事業では、各ユニオンの行政能力を確認した上で、対象ユニオンを選定する。
- 以上に加え、事業実施段階においても、実施機関（及び JICA）は、地方自治体の「透明性や説明責任の確立」の達成状況を事前に合意したクライテリアに基づき確認し、翌年度以降の資金供与に反映する。また、パフォーマンスが著しく劣るユニオンは支援対象外とするなどの措置を取る。

### 2. 成功例・失敗例のレビュー、日本人専門家による支援

- JICA は、1980 年代から日本人専門家をバングラデシュ農村開発研究所等に派遣し、住民の要望を汲み上げ、行政サービスとつなげる仕組み作りに取り組んできた。その結果、地方自治体で住民の要望と行政・NGO・民間のサービスをつなぐ住民参加型アプローチの重要性がバングラデシュ実施機関及び JICA により確認され、「リンクモデル」が形成された。2000 年代からは、技術協力プロジェクトを 10 年間（フェーズ 1：2000-2004 年、フェーズ 2：2005-2010 年）にわたり展開する中で、「リンクモデル」を実践し、失敗例と成功例を検証した上で、その有効性を検証した。その結果、農村行政サービスの改善に取り組む際、必要となる予算上の裏付けが伴わなければ、住民の参加意欲が停滞する等の教訓が得られている。
- なお、「リンクモデル」の有効性はバングラデシュ政府にも認識・評価され、「地方自治体で住民の要望と行政・NGO・民間のサービスをつなぐ仕組み」がバングラデシュ国内で法制化された上に、2010 年からは、バングラデシュ政府が独自に予算措置を行い、「リンクモデル」の拡大実証に取り組んでおり、全国約 200 のユニ

オンを対象に展開された。

- こうしたバングラデシュ政府による地方行政強化の取り組みを後押しするため、JICA は、現在も日本人専門家（地方行政アドバイザー）を地方行政総局に派遣し、本事業に関する各種情報収集や先方政府への助言・指導を行っている。また、本円借款事業に付随して、地方行政強化をソフト面で支援する新規の技術協力の実施を予定している。こうした協力を通じ、本事業では、協力準備調査を通じてインセンティブ・メカニズムを導入することにより、行政改善に意欲的な自治体に絞って予算を配分する等、先行案件からの教訓を本事業で反映させることを想定している。また、これまでの成功例・失敗例の検証を更に重ね、行政能力の強化と小規模インフラ整備等が現場で有効に機能するような支援を日本人専門家の派遣等を通じ、丁寧に行っていく予定である。

### **3. 融資能力等の審査方法及びサブプロジェクトのチェック方法**

#### (1) 融資能力等の審査

- 本事業での円借款による資金は、中央政府から各地方自治体に開発予算として供与され、各地方自治体は中央政府に対して返済義務を負わない。よって、本事業では、各地方自治体の融資／返済能力の審査ではなく、透明性、説明責任の観点から各地方自治体の行政能力を確認した上で、資金供与する仕組みを導入する。なお、具体的な運用方法やモニタリング体制は協力準備調査にて確認するが、バングラデシュ実施機関（及び JICA）がモニタリング・案件管理（監理）を実施する上で、自治体からの定期報告や事後監査等の枠組みを検討している（以下図参考）。
- 具体的には、行政能力・ガバナンス改善に関するパフォーマンス指標（サブプロジェクトの進捗、調整会議の開催率及び出席率、徴税額、市民への情報開示、住民集会の実施、定期的なレポート提出状況等）を設定し、同指標の達成状況に応じて予算配分する等のインセンティブ・メカニズムを導入する。
- 類似のインセンティブ・メカニズムは、既に「バングラデシュ北部総合開発事業（2012 年度円借款額：約 200 億円）」で一部地方自治体に導入済み。

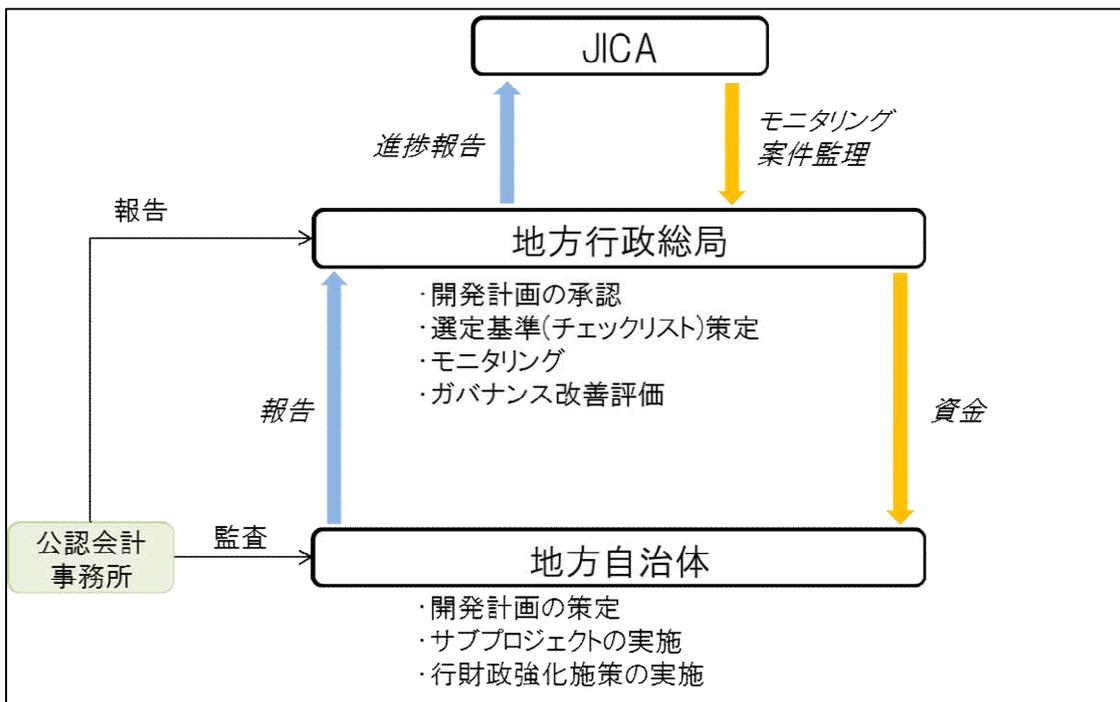


図 JICA 及び実施機関によるモニタリング関係図

(2) サブプロジェクトのチェック方法

- 地方自治体が実施するサブプロジェクトの対象分野は、農村道路、排水溝、井戸、市場、教育・保健施設補修等のインフラ整備に加え、行政サービス普及等を予定。  
(別添写真をご参照)
- また、協力準備調査にて、サブプロジェクトの選定基準(チェックリスト)を作成する。

<選定基準の一例(「バングラデシュ北部総合開発事業(2012年度円借款, 供与限度額: 約200億円)」)>

① 農村道路改修

- ✓ 学校・診察所などの社会サービスとのアクセスが改善されるもの。
- ✓ 施工難度が低いこと。
- ✓ 環境への負荷が少ないこと。

② 市場(マーケット)改修

- ✓ 市場運営委員会が設置されていること。
- ✓ 週のうち4日以上市場が開かれていること。
- ✓ 最寄りの他市場施設との距離が離れていること。

③ 教育・保健施設補修

- ✓ 運営委員会が設置されていること。
- ✓ 施設の利用頻度が高いこと。

- 支出の妥当性に関しては、外部監査人（公認会計事務所等）が事後的に資金使途の適切性を確認する。

以 上